

コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合で同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
1	既許可との関係整理	今回申請した有毒ガス防護と既許可の有毒ガス防護との関係を整理した上で、既許可の有毒ガス対応に不足があったのか、既許可の対応を再整理するだけなのか、今回の申請をどう位置付けにするのが適切かを考え方を整理し、申請書や整理資料で何を変更するのかを明確にすること。変更する場合は、審査対象は何かを示すこと。	ヒアリング(第1回) (2021/5/10) 審査会合(第1回) (2021/5/17) ヒアリング(第2回) (2021/6/4) ヒアリング(第5回) (2021/6/22)	-	今回、事業指定基準規則上で有毒ガスに関する要求事項が追加された部分は第20条および第26条である。また、技術的能力審査基準上においても、有毒ガス防護に関する要求事項が追加された。 従って、今回申請の適合性確認の対象となる条文は第20条、第26条および技術的能力であると判断する。一方で、既許可では追加された有毒ガスの防護に関する要求事項は明示されていないものの、有毒ガスの発生源やそれに対する防護対策は設計方針としては織り込み済みであり、有毒ガス防護については包括的に対応できるようにしていた。このため、上記以外の条文についても大気汚染を考慮すべき事象や有毒ガス防護に関連する防護対策等があることから、他条文に関連する項目についても確認を行う。確認方法は以下に示す通り。 まず、申請書上で大気汚染事象に関連する項目を抽出する(別紙-1)。次に、抽出された大気汚染事象に関連する項目の中で、特に人体への影響に関連する項目について、既許可の対応が十分であったことを条文ごとに整理する(別紙-2)。 この結果を踏まえ、第20条および第26条では有毒ガスの検出装置が新規追加として別紙-2に反映事項に関する記載を追加し、「新規追加」、「記載適正化(明確化)」と分けて提示し、審査対象を明らかにする。 別紙-1は、既許可の申請書における有毒ガスに関する設計方針を網羅的に確認するものである。別紙-2については、別紙-1の確認を踏まえ、既許可の設計方針が必要十分であるかを整理資料の記載も確認し、整理資料へ反映すべき項目の有無を整理するものである。また、別紙-2は、各条文の整理資料に補足説明資料として纏める。	
2		防護具を配備する要員について、ガイドに記載されている防護対象者(初動要員や対処要員)で整理しているが、ガイドに縛られず、再処理施設として何か必要かを考え、必要な対応を整理すること。既許可で対応していたことを整理した上で、今回申請において、ガイドや先行例を照らして補強するのか、申請書で明確化するのか、位置づけを整理すること。	ヒアリング(第2回) (2021/6/4)	-	防護具の位置付けの整理はNo.1のとおり実施し、整理資料に纏める。 再処理施設において防護具を配備する必要のある要員は重大事故等対処時における非常時対策組織の要員である。これらの要員への配備は既許可の中で既に示しており、ガイドや先行例に照らしても妥当であることから、申請書の変更は不要である。	
3		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に酸素呼吸器を配備することとしているが、既許可で不足があったのか、明確化したのか、位置づけを明確にすること。 既許可では中央制御室と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室では設計のコンセプトが異なるため、既許可と今回申請との対応関係を整理すること。	ヒアリング(第2回) (2021/6/4)	-	No.1のとおり、別紙-1、2の中で、既許可で中央制御室と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との設計の違いを明確にして説明する。 設計ではDB、SAの両方で使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に人が留まらなくてはならない状況はないため、防護具の配備は不要と整理する。ただし、現実的には使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にも運転員(あるいは実施組織要員)が常駐するため、要員分の防護具は配備することを考えている(降下火砕物に対する防護具と同じ自主的な配備と言う扱い)。	
4		「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」(7月16日において既許可の体系に対して誤った記載があるため、確認し修正すること。	ヒアリング(第6回) (2021/7/27)	-	別紙-2の第40条(大規模損壊)としているものは、技術的能力2(大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項)の誤記であるため修正する。	
5	既許可との関係整理(関係箇所の抽出)(別紙1まとめ方関係)	既許可の申請書の関係箇所の抽出において、以下の事項に留意し、抽出や除外の判断基準を含めて作業プロセスを分かるように説明すること。 ・空間的に汚染するものについて例えば第12条等の関係条文も含めて前広に抽出すること。 ・関係条文は設計基準と重大事故の条文を分けて記載すること。 ・別紙-1-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出」の抽出箇所と別紙-2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」はページ数を記載する等してリンクをとること。 ・別紙-2-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の既許可の抽出箇所は必要な文章を略さず記載すること。	ヒアリング(第2回) (2021/6/4) ヒアリング(第3回) (2021/6/8) ヒアリング(第4回) (2021/6/15) ヒアリング(第5回) (2021/6/22) ヒアリング(第6回) (2021/7/27)	-	既許可の抽出はNo.1のとおり実施する。詳細な抽出方法は別紙-1-1に整理し、前広に抜けなく抽出するための作業プロセスが分かるようにする。	
6		評価の代表点として重要操作地点を選定するにあたり、確認したところは別紙-1上のどの部分か示すこと。	ヒアリング(第5回) (2021/6/22)	-	重要操作地点の選定は第5表をもとに作成したが、第5表にあるとおり再処理施設の重大事故等対処はあらゆる状況において有毒ガス防護を考慮しているため、重要操作地点の設定は不要であることを確認した。	
7		重大事故に対処する要員の防護に関する抽出において、以下の事項を確認すること。 ・申請書本文第5表の手順、本文第6表の対処に必要な要員数について、防護対象を考える際に関係するため、確認すること。 ・既許可の必要な要員及び資源において、必要な要員の考え方や要員の評価結果を記載しており、防護対象を考える際に関係するため、確認すること。	ヒアリング(第3回) (2021/6/8)	-	第5表については重大事故の手順の中で防護具のことが記載されているため抽出される。 一方、第6表は成立性の観点で要員数や時間が記載されているが、有毒ガス防護に言及されていないことから抽出されないが、体制という点では添付書類8の本文に記載された非常時対策組織の体制が有毒ガス防護にも直接的に関わるものとして抽出している。	
8		申請書本文第5表の手順では操作に要する時間まで分からないが、有毒ガス防護に係る時間を考慮する必要はないか検討すること。	ヒアリング(第5回) (2021/6/22)	-	追而	

コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合で同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
9		今回の有毒ガスに対する対応(防護具の配備、換気設備の隔離、対応手順の整備、等)について、既許可の対応の内数と整理する事項なのか、記載を膨らませる事項なのかかわからないため、関係箇所を挙げた上で、追加や明確化するべき事項を整理すること。 資料の反映先については、既許可の整理資料の構成を確認した上で、反映の考え方を整理して説明すること。 (例1: 有毒ガスの対応で使用する通信連絡設備の説明については、外部衝撃の整理資料として追加するのか、通信連絡設備の整理資料に追加するのか。)	ヒアリング(第4回) (2021/6/15) ヒアリング(第5回) (2021/6/22)	-	既許可との整合性および今回申請の位置付けはNo.1の通り整理するとともに、各整理資料に別紙-2を添付することで示す。 既許可の対応の内数と整理する事項なのか記載を膨らませる事項なのかを整理し、後者である場合は、単に新規で説明を追加するのではなく、既許可の整理資料の構成を確認した上で、反映の考え方を整理する。 なお、通信連絡設備については、既許可で説明した通信連絡設備により有毒ガス対応に必要な通信連絡を実施することから、既許可の整理資料への新規追加変更事項はない。	
10		化学物質の扱いや制御室のように様々な場所で記載があるものについては、どこにどの程度のことを書き、それらがどう関係性があるのかを理解した上で、どこをどう修正する必要があるのかを検討し、既許可の体系を崩さないように修正すること。	ヒアリング(第3回) (2021/6/8)	-	追而	
11	既許可との関係整理(既許可の対応整理)(別紙2まとめ方)	別紙-2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の評価結果について、既許可への反映要否を分かるようにすること。	ヒアリング(第4回) (2021/6/15)	-	別紙-2で整理した結果は、「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」の添付資料-1, 2で体系的な整理が分かるように記載する。また、当該資料の5. に変更を行う条文だけでなく、関連するが変更しない条文、関連しない条文を理由とともに纏める。	
12		既許可の外部事象に対する対応の確認においては、以下の事項を確認すること。 ・外部事象では有毒ガスの記載があり、実質的には外部火災のばい煙としての有毒ガスが主ではありつつも、その中に今回の敷地外固定源も当然入っているため、火災だけと割り切ることなく、その対策と有毒ガス防護対策がどう関係なのかということを考えて整理すること。 ・また、制御室、緊対の居住性の観点では既許可で明示的に有毒ガスを入れていることから、それとの関係性も考えること。 ・石油備蓄基地からの原油漏えいを有毒ガスに整理しているが、既許可では事業所内の化学薬品漏えいに包含して評価しているため、既許可の整理を再確認すること。 ・火山の降灰については、気象庁の降灰予報を得ることで目視よりも前もって確認できることを整理資料に記載しているため、確認すること。 (その他既許可の対応の確認においては整理資料に記載している事項も確認すること。)	ヒアリング(第5回) (2021/6/22)	-	有毒ガスや外部火災のばい煙を含め、大気汚染事象と言う観点で既許可の確認を行う。また、申請書添付書類六の第1.7.9-1表および第1.7.9-2表を踏まえ、石油備蓄基地の漏えいは工場事故であるため、その影響評価は再処理事業所内の化学薬品の漏えいに包絡されると整理する。 具体的な確認方法はNo.11に示す通りである。	
13	既許可との関係整理(整理資料への反映)	第9条整理資料に補足説明資料が追加されているが、それによりかえって既許可の体系と合わなくなっているものがあるため、再度確認すること。 ・第9条は外部事象だが、建屋内に入っている薬品等を網羅的にリストアップした資料が当該の補足説明資料に入っており、別条文中で要求されている化学薬品に対する防護が含まれてしまっているため、整理が必要である。 ・中央制御室から見て外と言っても、敷地内であれば内部事象である。一方、第9条の外部事象の中では実態として評価しているものもあって、或いは他条文のところに対応しているところもある。そういったものが、全体としてどういう構成になっていて、どう整理するべきか、という検討が必要である。 ・申請書の中で第9条と第12条との関係性が記載している部分もある。そういった関係性の示し方の工夫を含めて一度整理したものが必要である。	ヒアリング(第6回) (2021/7/27)	-	今回申請の適合性確認の対象となる条文は第20条、第26条および技術的能力である。 一方で、居住性や要員の防護の観点で考慮すべき事象は各条文に纏められ、直接的に有毒ガスが述べられているのは第9条(その他外部衝撃)であるが、具体的には既許可では以下のような整理としている。 ・敷地内(屋内、屋外を問わない)での有毒ガス: 第9条(想定しない) ・敷地外での有毒ガス: 第9条(ウラン濃縮工場等) ・敷地内(屋外)での化学物質の漏えいに伴う有毒ガス: 第9条(試薬建屋へ運搬する化学物質を想定。漏えいした化学物質そのものの影響は第12条に纏めるとしている) ・敷地内(屋内)での化学物質の漏えいに伴う有毒ガス: 第12条(化学物質の漏えい全般に対して作業員を防護するとしている) ・敷地外での化学物質の漏えいに伴う有毒ガス: 第9条(影響としては工場事故のように敷地内での化学物質の漏えいに包絡されるとしている)  上記の整理に従うと、今回申請では、敷地内(屋外)および敷地外で発生する有毒ガスの発生源は第9条、敷地内(屋内)で発生する有毒ガスの発生源は第12条に整理し、それらに対する対応(対象者、検知、防護)は第20条、第26条、技術的能力に記載することになる。しかし、直接的に発生源については有毒ガスが述べられている第9条で合わせて記載した方が分かりやすいと考えられるため、第12条には「屋内で発生する有毒ガスによる居住性への影響は第9条で纏める」ことを追記して関連性を示し、実質的には第9条で纏めることとする。	
14		①関係する条文の整理資料一式をピックアップする。次に、ピックアップした整理資料の中で、有毒ガス防護がどの条文に関係するかを整理する。その後、関係する箇所に、必要な情報を追加して拡充していくと言う流れで対応し、資料を作成して説明すること。 ②関係する条文の整理資料について、追加する必要がないという説明ではなく、整理資料ベースで「既許可ではこういう説明をしており、対応ができる」という具体的な説明が必要である。このため、既許可から何も変わらないとしても、関連する条文であれば整理資料が必要である。それを一式揃えて、「有毒ガスの対応はこういう形で整っており、既許可通りである」と言う説明をすること。 ③整理資料を纏める頭紙として、全体として申請対応のための整理資料をどう作り込んでいるかという説明があれば良く、それが今回の資料の頭紙「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」とそれに付属する別紙になる。現状だと当該資料の5. が反映する条文の整理資料についてとなっているが、関連する条文の整理資料の抜粋を記載するということができれば良い。	ヒアリング(第3回) (2021/6/8) ヒアリング(第4回) (2021/6/15) ヒアリング(第6回) (2021/7/27)	-	既許可の体系を踏まえ、既許可で織り込み済みである有毒ガス防護の内容を別紙-1, 2で条文ごとに整理する。 関係する整理資料(条文)およびその中で関係する項目は別紙-1を用いて抽出する。関係する箇所において拡充する必要があるか否かは別紙-2で整理する。なお、別紙-1は申請書の目次ベースで抽出しているが、抽出された項目は条文単位で分類し、別紙-2ではそれを整理資料ベースで整理する。 整理した結果は各整理資料に補足説明資料として添付する。また、修正あるいは追加がある場合は各整理資料ごとに修正あるいは追加する。なお、申請書への追加が必要かどうかに関わらず、関連する条文について別紙-2で整理した結果を各整理資料に補足説明資料として添付し、「既許可ではこう対応するという説明をしている」ということを整理資料ベースで示す。 別紙-1, 2の頭紙となる「有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果について」を整理し直し、当該資料の5. に変更を行う条文だけでなく、関連するが変更しない条文、関連しない条文を理由とともに纏める。 この対応により、既許可の体系が崩れないように、かつ説明し切れると考えている。	
15		SA関係のところでは、整理資料が出ていないと思えるところがある。あるいは、出ている資料の中でも補足説明が足りないところがある。こう言ったところを一通り改めて確認すること。	ヒアリング(第6回) (2021/7/27)	-	第33条から第38条に係る項目は、内容は確認したが整理資料としては積んでいないため、これらに対して既許可でどのように整理しているのか、および今回の申請では既許可からの内容の変更が不要であることを別紙-2-2を通して説明する。別紙-2-2については各条文の整理資料に補足説明資料として追加する。	
16	個別指摘事項(後段規制)	「今後、有毒化学物質が増加する場合に引き続き評価してフォローアップしていく」という記載が申請書上には表れていない。一方で、既許可では後段規制に関する記載について申請書本文に書いているものもあることから、この記載の位置づけについてどのように考えているのか、どう整理するのかを説明すること。	審査会合(第1回) (2021/5/17)	-	追而	

## コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合で同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
17	個別指摘事項(重大事故対応)	再処理の重大事故対応においては建屋内の作業環境が重要であるため、既許可の化学薬品や有毒ガスの対応について、今回の整理を踏まえても、既許可の方針や対応が妥当であったかを説明すること。	ヒアリング(第2回) (2021/6/4)	-	別紙-1, 2の整理の中で、建屋外だけでなく建屋内も含めて技術的能力でどう対策をとるのか、それが妥当なのかを整理している。 既許可では、屋内の化学薬品は耐震補強により漏えいしない措置を講じることを第1手としており、さらに漏えいした場合を想定しても防護具の着用により対応可能である。また、薬品を含むハザードを考慮しても重大事故等への対処が可能となるようアクセスルートを複数確保している。これはガイドでの要求とも整合しており、内容に変更はないと考えている。 以上のように評価した結果である別紙-2を技術的能力の補足説明資料として纏める。	
18		既許可では重大事故の対応が時間的に成立するかについて重視して議論しているため、今回の有毒ガスの対応においても初動での対応が成立していることを説明すること。	ヒアリング(第2回) (2021/6/4)	-	追而	
19		屋外の重大事故対策に対する有毒ガスの影響は、再処理の重大事故対策について漏れなく考慮した上で評価したことを分かるように説明すること。	ヒアリング(第2回) (2021/6/4)	-	No.1のとおり整理する。 既許可では、重大事故等対策時の作業環境についてさまざまに想定して条件を考えた結果、複数のアクセスルートの設定や環境に応じた防護具の装着により有毒ガスが発生したとしても重大事故等対策が実行可能であることを示している。 今回申請ではある条件下で有毒ガスの発生源を特定しているが、重大事故等対策時の防護としては既許可から変更せず、発生源によらず防護具の装着により防護することとしているため、再処理の重大事故対策について漏れなく考慮し、評価できている。	
20	個別指摘事項(新旧表)	既許可の説明では申請書の変更箇所を新旧表で示していたため、有毒ガスについても同様に申請書の新旧表で変更箇所を示すこと。	ヒアリング(第1回) (2021/5/10)	-	追而	
21	個別指摘事項(先行審査実績との比較)	設工認では、実用炉の実績を踏まえながら、再処理としてどうあるべきかということを考えて対応しているということを説明してもらっている。有毒ガスについても、実用炉との比較をして対応していることを示すこと。	ヒアリング(第1回) (2021/5/10)	-	有毒ガス防護について再処理と実用炉との比較を行っている第9条 整理資料 補足説明資料5-9 別紙1の内容を精査し、有毒ガス防護の考え方や評価方法、記載方法が実用炉と異なる箇所について、その理由を追加し、審査で論点となる箇所を抽出する(資料をどの条文の整理資料に添付するかは別途検討)。	
22		先行の実用炉の申請と異なる記載している箇所や、再処理独自の考え方をしている箇所の説明が薄いことから、説明及び記載について充実化すること。	審査会合(第1回) (2021/5/17)	-	追而	
23	個別指摘事項(通信連絡設備)	有毒ガス防護に使用する通信連絡設備について、設計基準と重大事故でそれぞれ何をどのように使用するつもりなのか整理して説明すること。	審査会合(第1回) (2021/5/17) ヒアリング(第2回) (2021/6/4) ヒアリング(第3回) (2021/6/8) ヒアリング(第4回) (2021/6/15)	-	追而	
24	個別指摘事項(評価条件の担保)	評価条件として、どういう状況ではどの設備の機能を期待しているかについて、既許可で担保されている内容も含め、整理して説明すること。 また、評価条件の妥当性について説明すること。	審査会合(第1回) (2021/5/17) ヒアリング(第2回) (2021/6/4)	-	追而	
25	個別指摘事項(防護具)	防護具等の配備状況について、配備数だけでなく、目的及び使用手順まで含めて整理すること。整理した内容は、手順や対処の流れの内数に含めて説明すること。	ヒアリング(第1回) (2021/5/10)	-	重大事故等対処時の防毒マスクの数量は第44条、第46条、技術的能力で整理している。このため、数量の妥当性を別紙-2-2で検討し、第44条、第46条、技術的能力の整理資料の補足説明資料として纏める。 具体的には、有毒ガス防護対象者と配備されている防毒マスクの数量の比較検討を実施し、既許可にて示した数量で十分であることを確認する。	
26	個別指摘事項(防護対策)	制御室の居住性について、有毒ガス防護のための対策によって居住可能な時間を確保できることを示すこと。	ヒアリング(第3回) (2021/6/8)	-	追而	
27		換気設備の隔離と防毒マスクによる対応について、どちらが主となる防護対策であるか、どのような状況でどのような対応をするか、どちらを優先するかなど、具体的な考え方や手順について、補足説明資料に記載し、整理資料に整理すること。	ヒアリング(第3回) (2021/6/8)	-	制御室および緊急時対策所に対しては、DB、SAともに換気設備の隔離が主となる対応である。従って、既許可の手順から変更となることはない。一方で、既許可の整理資料「第44条 制御室補足説明資料2-9 中央制御室について(被ばく評価除く)」では、実施組織要員164名を考慮し、再処理施設用として原則170名以上の数量の防護具を備えたと記載しているとおり、現場作業を行わない要員に対しても防護具を配備するとしていることから、申請書や整理資料上は新たに追記する必要はないと考えている。	

## コメント管理表(再処理事業変更許可申請(有毒ガス))

※過去のヒアリング/審査会合で同様のコメントを受けている場合は集約して記載している。

No	分類	NRAコメント(※)	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
28	個別指摘事項(有毒ガスの検知)	敷地内可動源及び敷地外固定源からの有毒ガス発生に関する検知について、明確に論じられ ておらず、嗅覚に頼ると捉えられる説明となっている。この説明は、外部事象及び重大事故対処 の初動に関する記載内容とズレているため、既許可の内容を整理すること。	ヒアリング(第3回) (2021/6/8)	-	追而	
29		有毒ガスの検知器の代替として立会や手順で対応することについて、既許可の申請書で既に担 保がなされているという判断について整理資料に記載すること。	ヒアリング(第4回) (2021/6/15)	-	有毒ガスの検出装置の代替となるタンクローリへの立会や通信連絡設備による連絡は、申請書 で担保すべき内容であると整理している。 ただし、これらの運用は第9条の1.7.9.6手順等の「有毒ガスが発生した場合、必要に応じて制御 建屋中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する 措置を講ずることにより、運転員への影響を防止するよう手順を整備する。」に包絡されており、 申請書上では新たに記載すべきことはない判断している。 一方で、この具体的な手順は第9条の整理資料では内容が薄いため、全体の流れが分かる補 足説明資料を追加する(有毒ガス防護の補足説明資料11-1, 2, 13, 14を纏めたもの)。	
30	全般	ガイドに基づく整理資料の構成ではなく、有毒ガスの防護対策の目的をきちんと理解し、既許可 の考え方を踏まえて、審査対象かそうでないかを区別し、申請書の記載を変更する意味につい ても考えを整理して説明すること。	ヒアリング(第1回) (2021/5/10) 審査会合(第1回) (2021/5/17) ヒアリング(第3回) (2021/6/8) ヒアリング(第5回) (2021/6/22)	-	全体的な考え方(審査対象かそうでないかを区別する基本ロジック)は説明資料として「有毒ガス 防護に係る適合性の確認方法及び結果について」に記載して纏める。個別には別紙-1, 2に結 果だけでなく考え方を含めて詳細に記載する。	
31		新規基準の審査時に条文間での整合に時間を要している。有毒ガス防護対策については、 複数の条文間の横串を通す確認行為を実施するための十分な体制を構築し、拙速に対応する ことなく、内容的にも問題のないような資料を準備すること。 必要な作業の積み上げから提出時期が決まるのであって、期限ありきでやっていること自体が 間違いであることを理解し、次回提出物の内容が駄目なら、取り下げを考慮すること。	審査会合(第2回) (2021/6/28) ヒアリング(第3回) (2021/6/8) ヒアリング(第6回) (2021/7/27)	-	改めてヒアリングで受けたコメントを精査する。その上でコメントリストを作成して既許可での対応 者と共有して資料を作成していく。また、作成された資料については条文間の整合が取られてい ることを確認する。	
32		指摘事項に対する認識のずれがないように、コメントリストをヒアリング資料として提示し、対応 方針の合意を得たうえで実施すること。コメントリストは、早めに提出すること。	ヒアリング(第6回) (2021/7/27)	-	コメントリストを作成し、それに対する方針を明確にして適宜共有することにより認識のずれを防 止できる。	